

令和3年度事業計画書

八尾市立障害者総合福祉センター
八尾市立デイサービスセンター

八尾市では、第4期障がい基本計画、第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画が4月から実施されます。

その中でも、障がいの有無にかかわらず、ともに地域の一員として、いきいきと暮らし、助け合い支え合っていく地域共生社会を実現することが取り上げられています。

地域生活の拠点の一つとしての役割を果たし、高齢となった障がいのある方や、重い障がいのある方も、いきいきとした地域での生活を続けられるように、センターの機能を活かしていきます。

新型コロナウイルス感染症の流行が続いています。基礎疾患のある方や、呼吸器管理の必要な重症心身障がい児も利用する施設として、まず命を守るという観点から、館内で感染するということがないよう、早め早めに厳しく対策を行います。

また、社会参加や生涯学習の場として、講座や交流が行えるように、状況をふまえて考えていきます。交流行事なども感染症流行状況を確認しながら、実施するかどうかの検討を行います。

これらの状況の変化を見据えた上で、八尾市障がい者基本計画の基本理念に基づき、施設管理運営を行うにあたっての基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針

1. 障がい者の人権を尊重し、障がい者が権利の主体として平等に社会参加できる支援を行います。
2. 障がい者が地域で安心して暮らせる支援を行います。

基本方針に基づく運営方針は、以下の通りです。

運営方針

- ・ 講座事業やスポーツ・文化イベントの開催を通して障がい者の社会参加を促進します。
- ・ 市民への障がい者の人権や障がいに関する正しい理解と知識を深めるための教育・啓発活動や障がい者の権利擁護や虐待防止に関する取組みを推進します。
- ・ 障がい者が自らの生き方や暮らし方を主体的に選び地域で自分らしく暮らせるよう日常生活に必要な支援を生活介護や短期入所などの障がい福祉サービスを通じて支援します。
- ・ 利用者個々の特性に即した個別支援を提供し、利用者の家族等との連携と深い信頼関係の構築に努めます。
- ・ 地域福祉の拠点として、緊急災害時に備えた防災訓練など発展的な施策の展開を推進します。
- ・ 計画的な研修の推進と人材育成により、質の高いサービスを提供します。

平成31年度から5年間の新たな指定管理期間を迎え、八尾市内の障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくことができるように、センターの事業を通じて支援を行います。

医療的ケアを必要とされる方々も日常生活を安心して送ることができるように、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて積極的に医療的ケアのある重症心身障がい児の受け入れをすすめます。また介護職員が専門的な知識を身につけて安心して利用いただけるようにします。

ご家族の方が急に入院されたりするケースが増えています。地域で安心して暮らしていけるように、急な利用希望の場合も利用していただけるように体制を整えます。夜間にも相談を聞く体制を整え、スムーズに受け入れができるようにします。

また、引き続き、安心・安全の観点から、関係機関と協力して防災訓練を行い、災害時の心構えができるようにしていきます。

特に、災害や感染症の流行など、事業の継続がもためられる場面において、どう行動すればよいのか、考えていきます。

そして、障がいのある方が、新しいかたちでも社会参加をすすめられるように当センターの機能を生かしていきます。

具体的には、以下の事業を行います。

1. 生活介護事業

18歳以上の身体・知的障がい者を対象に、食事・入浴・排泄等の介護・日常生活上の支援を通し、利用者が自立して住み慣れた地域で生活を継続するための支援を行います。

個別支援計画を作成し、利用者の生活の質の向上に努めます。利用者個人の状況や、家庭環境等の周囲の状況にも配慮し支援を行います。

障がいに合わせて、安心できる入浴方法・快適に過ごせる環境を提供します。

医療的ケアが必要な方には利用時間を通じ看護職員を配置し、安心してご利用いただけるようにします。

職員の資質向上を図り、利用者に適切な日常生活の中での機能訓練や支援を提供できるように努めます。

また、作業所などに通所することが一時的に難しくなった方に、日中活動を提供する事でフォローを行い、また新たな活動に向かっていけるように支援を行います。

地域行事やセンター行事等に楽しく参加していきます。また、次世代交流や行事の参加を楽しむことができるように努めます。

日中活動は、様々な取り組みを行っていきます。

- ① 利用者がデイサービスの一環として自分たちでできることの一つとして公園・周辺の清掃を継続して行います。地域の清掃を通して、地域の方との交流を図るとともに、日常活動の場を広げ、環境の取組みへの意識を高めます。
- ② 地域で暮らす中で必要なことの一つとして、働くことを体験するために、物品の生産

活動を取り入れました。責任感を感じることや働いて報酬を頂くことによる喜びを実感してもらえることを目指して、引き続き取り組みます。

- ③ 畑仕事を行い、種まきから収穫までを経験したり、自分で作った農作物を食べることにより、楽しみややりがいを感じて頂きます。

2. 短期入所事業

18歳以上の身体・知的障がい者と、18歳未満の障がい児を対象に、居宅においてその介護を行う者の疾病等緊急時や、レスパイトその他の理由により、短期間の入所を必要とする方に、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

障害者虐待防止法に基づく対応や、介護者の急な病気や怪我の時など、障がい当事者を他に支援できる人がすぐ見つからないような緊急時の利用を優先とし、安心して利用いただけるよう、利用日や職員の配置など配慮します。

地域生活支援拠点の機能の一つとして、緊急時短期入所を活用した受け入れ体制が挙げられますが、基幹相談支援センターや市内の各機関とともに相談を受けながら、受け入れを行います。また、夜間の相談についてはセンターで、日中の相談については基幹相談支援センターで、分担しながら受け付けます。相談を受けた結果、どうしても受け入れが難しい場合などは、市内の各事業所と連携します。

医療的ケアの必要な方の短期入所での受け入れに向けて、職員も「介護職員等による喀痰吸引等（第三号研修”特定の者対象”）の研修」を受講し、医療的ケアについて理解を深め、日常の支援にあたることができるよう、質の向上を図ります。また、当センターが研修実施機関と連携して実地研修を実施しており、今後受講修了者を増やしていきます。

利用調整会議を開催し、ニーズに応じた利用に配慮し、利用日の調整を行います。利用者個人の状況や、家庭環境等の周囲の状況にも配慮し、家族や介護者からの「リフレッシュしたい」とのサインを職員が把握し、利用受け入れがスムーズにできるよう努めます。

緊急時、学校や作業所への送迎を実施します。また、日常的な利用の場合にも、学校や作業所への送迎が可能かどうかの検討を行い、実施体制について検討を行っていきます。

さらに、地域で暮らすことを目指して家族と離れて暮らす体験の場、経験を積む場として自立に向けての支援を行います。

3. 児童発達支援事業

主に就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況・その置かれている環境に応じて適切な指導や訓練を行います。また、重度・重複障がいのある医療的ケアの必要な方が安心して利用でき、家から外に出て様々な経験を積むことができるように、専門職を配置するなどして支援を行います。ニーズに基づいて個別支援計画を作成し、利用者個人の状況に合わせ、個別及び集団プログラムを通して生活スキルや社会性が身につけられるように支援します。家族の相談や利用相談にも必要に応じて対応し、支援を通して育児負担を軽減します。ライフステージに応じて、就園時・就学時など関係機関とも連携しながら支援を行います。様々な年代の方と触れ合い、社会性の発達を促します。また、行事を通して地域の方々と交流し

ます。コミュニケーションの方法を工夫し実施します。一年間の活動の成果を見ていただくため、新聞を発行し日頃の活動を見ていただく機会をつくりましたが、今後も成長につながるように発表の場を工夫し、社会参加の機会を設けることができるよう検討していきます。

4. 放課後等デイサービス事業

就学後から18歳までの障がい児を対象とし、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、放課後支援、土日祝日と長期休みの余暇支援を通じ、障がい児の身体及び精神の状況・その置かれている環境に応じて、専門職を配置し適切な指導や訓練を行います。

また、重度・重複障がいのある医療的ケアの必要な方を受け入れ、家や学校以外の場所で、安心して過ごせて経験を積む場として、曜日別のプログラムや個別の取り組み等を通じて、活動することの楽しさや、他の利用者や職員と活動する中で人とのかかわりやルールを知り、今後の生活に活かしていくことを目指します。

家庭や学校、他機関との連携を図り、本人の特性に応じた支援の一貫性を保ち、ライフステージに応じた支援を行います。ニーズに基づき、個別支援計画を作成して適切な支援を行います。

個別の活動や集団活動を通して、生活スキル、社会性が身につけられるように支援します。地域の行事に積極的に参加し、地域交流を通して、様々な体験の中から興味や関心の幅が広がるように支援します。一年間の活動の成果を見ていただくため、新聞を発行し日頃の活動を見ていただく機会をつくりましたが、今後も成長につながるように発表の場を工夫し、社会参加の機会を設けることができるよう検討していきます。

学校卒業後の進路も大きな課題ですが、情報提供の場など設けることができるように検討します。

5. 地域密着型通所介護・第一号通所事業

平成28年4月より、地域密着型通所介護として、障がいのある高齢者を中心に、要介護者・要支援者一人ひとりのニーズを満たし、自立したその人らしい生活を実現できるよう、食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練、日常生活上の支援を行います。利用者個人の状況にあわせ、また家庭環境にも配慮して支援を行います。職員の資質向上を図り、利用者に適切な日常生活の中での機能訓練や支援を提供できるようにつとめます。

障がい種別を問わず、障がいサービスから介護保険制度へと移行していく際に、地域包括支援センター、ケアマネージャー、各サービス事業所とも連携し、ライフステージに応じた相談や支援を円滑に行うことができるように連携を図ります。

医療ニーズの高い利用者に対しては専門職との連携を図り、安心してサービスが利用できる環境を提供します。

本人を支える地域でのネットワークに参加し、地域連携を図ります。八尾市全体を対象とし、利用希望に対応します。

次世代交流ができる地域行事に参加し、楽しんで頂けるよう努めます。また、地域資源を生かした機能訓練に取り組みます。

当センターの専門性を生かし、障がいのある高齢者を積極的に受け入れます。現在、要介護3以上の利用者が5割を占めており、障がい高齢者の受け皿として役割を果たしています。

また、要支援者の方向けには、平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス(第一号通所事業)として、現行同様サービスを提供していきます。

これらの事業を通して、自らの力を活かしながら、自分らしく地域で暮らせるように支援していきます。

6. 八尾市地域生活支援事業の受託

(1) 地域活動支援センター事業Ⅱ型

地域において就労が困難な在宅障がい者の方に通所していただき、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。利用者個人の状況にあわせ、また家庭環境にも配慮して支援を行います。

土日は、通所施設へ行かれている方にも、入浴や余暇活動の場としてサービスを提供します。

年に一回行われるボッチャ大会や、運動会など地域での行事、センターで行われる行事に参加し、地域との交流を深めます。

放課後等デイサービス等を利用されている児童が18歳となり、地域活動支援センターⅡ型へ利用を移行する場合に、継続した支援が行えるよう、段階的な情報の共有化を行います。

今後、利用者のニーズに応じた定員の調整や活動内容の充実に向けて、検討を行っていきます。

(2) 日中一時支援事業

障がい児・者を対象に、日中に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練や必要な支援を行います。安心して利用いただけるよう、利用者それぞれの年齢にふさわしい対応、利用者個人の状況に合わせた対応を行います。保護者の就労保障やレスパイトとしても行うため、放課後や緊急時の利用がしやすいよう、学校への送迎を引き続き行います。家庭、学校、関係機関との連携を図ります。生活スキルや社会性が身につけられるよう、活動を通して支援を行います。

また、家族の介護負担の軽減のため、自宅で入浴することが難しい方を対象に、放課後の利用時についても入浴サービスも実施していきます。

夜間利用サービスを実施し、保護者、特にひとり親家庭の就労支援・レスパイトとして活用していただきます。夜間利用サービスの実施については、通所施設等、日中活動の場との連携により、本人の状況把握に努めます。

今後、よりさまざまな経験が積めるように、活動内容の幅を広げるため、検討を行っていきます。

7. 相談支援事業

26年度より相談支援事業として特定計画相談・障がい児相談支援を行っています。平成27年4月より原則サービス利用時にサービス等利用計画が必要になり、ご本人とご家族の望む暮らしを計画において明確にし、関係機関と連携しながら実施しています。今後も支援センターでの取組みは重視し、市内の障がい者・児の平等な利用に資するものとなるように、市及び関係機関との協議を重視して事業展開を図ります。

また、障がい児相談支援に力を入れ、特定計画相談にスムーズにつながるようにします。

さらに、本人の望む暮らしの実現のために、利用開始後、意思決定支援を推進できるように努めます。将来の生活の必要性から、成年後見制度の紹介に努めるなど啓発を行い、利用を推進します。

他市からの転入及び他市への転出にも対応し、スムーズに生活ができるように支援します。

なお、1～6の事業につき、開始後10年以上を経過するため、使用する設備や備品の見直し・修繕等を必要に応じて行います。特に、開所時の納入のため時期が一斉のため、同時に不具合の起こることのないように、計画的な点検整備を行います。

8. 学習・交流・啓発・情報発信事業

(1) 交流・啓発・スポーツ事業

前年度は新型コロナウイルス感染予防のため、二度の緊急事態宣言が発令された期間はほとんどの事業が中止となりました。

今年度についても、利用者の健康を第一に考え、感染拡大状況により中止を余儀なくされることもあります。できる限りの感染防止対策を講じることにより実施します。

障がい者及び障がい者に関する正しい理解と認識を深めるため、交流・啓発事業を実施します。障がい者、ボランティア団体、地域の方々に参加交流できる文化・レクリエーション・スポーツ事業を実施します。

愛に輝く野遊会（5～6月）、愛に輝くうんどう会（10月）、ボッチャきずなリーグ（11月～1月）、愛に輝くつどい（2月）などの催しを行います。

障がい児者スポーツ体験講習会、障がい児者スポーツボランティア養成講座を開催し、スポーツを楽しみ交流する機会を設けます。

当センターが実施するスポーツイベントについて、ディスコン大会、リーグ戦形式によるボッチャ大会、ユニバーサル野球盤など新しいイベントも増え続けています。今後もスポーツを通して、障がいの有無を問わず、一人ひとりが輝いて、主体性を持って活躍する場を提供します。

これらの取り組みに賛同いただき平成28年度に開催したボッチャきずなリーグでは、八尾中央ライオンズクラブから記念品の寄贈やボランティアとして運営にご協力いただきました。さらに平成29年度以降、毎年、ボッチャの普及を目的とし八尾中央ライオンズクラブとの共催で「ボッチャ講習会とオープン大会」を開催しています。今年度も障がい者スポ

ーツの啓発イベントなどは積極的に関わっていきます。

レクリエーションについては、利用者間の交流を目的として年1回「愛に輝く野遊会」という日帰りのバス旅行を実施していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため日帰りのバス旅行から別の形で実施できるよう検討します。

毎月第3日曜日には、映画上映会を開催します。日本語音声と字幕付の上映会を行い、多様な障がい者の方や、地域の方々が共に楽しむことができるよう配慮します。

なお、事業運営にあたっては、センター利用者の声等をタイムリーに反映するため、事業に合わせて運営協議会の「交流・啓発・スポーツ部会」を必要に応じ、随時開催していきます。

(2) 地域への啓発活動の促進

より多くの人に障がいのことや当センターのことを知ってもらうために、障がいに関連するイベントや地域の行事に積極的に参加したり、行政との連携により啓発活動を行います。

小・中学生を対象に障がいの疑似体験をしてもらう出前授業や、障がい者のことを知ってもらうための講演や、職場体験実習の受け入れ、また、障がい者フォーラムやひゅーまんフェスタ等の人権啓発のイベントに積極的に参加し、障がい者の人権や障がいに関する正しい理解と知識を広く市民に深めていただくため、教育・啓発活動を充実していきます。

一般市民を対象に、障がいや原因となる病気などについて、健康講座などの講演会の開催も検討しています。そして、これらの事業を通して、地域で誰もが当たり前前に支え合い助け合って暮らしていく地域共生社会の実現を目指していきます。

(3) 情報・広報事業

当センターの認知度向上を図るために、多様な媒体を活用した情報提供及び広報活動を展開します。特に平成27年度にはホームページをリニューアルし、より多くの情報を開示しました。今後もより多くの方々に御利用いただけるよう広報の充実に努めます。

なお、事業運営にあたっては、センター利用者の声等をタイムリーに反映するため、事業に合わせて運営協議会の「情報・広報部会」を必要に応じ、随時開催していきます。

(4) 講座事業

前年度は新型コロナウイルス感染予防のため、二度の緊急事態宣言が発令された期間はほとんどの事業が中止となりました。従って、日程と部屋を確保できる講座は、講師と相談し今年度に持ち越して開催を予定しています。

今年度についても、利用者の健康を第一に考え、感染拡大状況により中止を余儀なくされることもありますが、できる限りの感染防止対策を講じることにより実施します。

障がい者の生涯学習の一環として、生活支援と社会参加等を目的とした各種講座事業を実施します。八尾市在勤・在学・在住の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を対象に、多様な講座を開催します。これまでに、パソコン、絵画、料理、陶芸、フラワーアレンジメント、茶道、華道、書道、ヒップホップダンス、太極拳、健康づくり体操等の各講座を

実施してきました。また、自立を目指す方に、知的障がい者対象の基礎家事教室や、精神障がい者対象の生活体験講座を行ってきました。

その他ボランティア養成を目的として、手話のボランティア養成講座を行います。これまでの受講生の中から多くの方にボランティア会に入会いただき、当センターの行事にてボランティアとして活躍されています。

今後アンケート等でニーズを調査した場合は内容を反映できるように努めます。

(5) 貸館事業

障がい者の社会参加、余暇支援、生涯学習のための貸館事業を行います。

会議室・講座室・利用講座室・作業室・多目的スポーツホールなどの部屋を無料で障がい者等の方に利用していただき、会議や余暇活動に役立てていただきます。

貸館の備品について適切に管理し、備品の点検を行います。

当センターの多種多様な施設をより多くの方にご利用いただくため、積極的な広報活動を行います。

貸館の有効活用の検討を行います。貸し出し回数の多い室とそうでない室とのばらつきがありますが、分析を行い、八尾市との協議を行い有効活用できるよう提案していきます。大幅な改修が必要な場合も八尾市と協議を行います。

(6) 精神障がい者支援事業

精神障がい者を対象に、IT講座、生活体験講座などを行い、自立を目指した支援に取り組みます。八尾柏原合同レクリエーション大会への参加についても検討していきます。グループワークについて参加希望者があれば開催を検討していきます。

他の機関との連携により多くの方にご利用頂くため積極的な広報活動を行います。

9. 運営協議会の設置・運営

当センターの運営については障がい者団体、ボランティア団体や利用者の支援者から構成する障害者センター運営協議会を開催し、全体の利用、事業内容やニーズや各講座についての意見などを伺っていき、ここからのニーズや直接利用者からの意見を参考として年間行事や各種講座の開催を行います。

10. 地域及び関係機関等との連携

これからも法人一体となって、地域との連携を図っていきます。

地域行事を通じた連携や八尾市社会福祉協議会、八尾市ボランティアセンターと連携して市民ボランティアの参加呼びかけを積極的に行います。

また、職員や施設の利用者が地域住民との交流を図ることで顔の見える関係を継続して作っていきます。

11. その他

(1) 送迎面での独自事業

貸館・講座等で当センターを利用される方のために送迎バスを運行しております。現在、送迎バスは、近鉄八尾駅への送迎バスと、指定場所への予約制バスの2台を運行しています。今後も、利用者のご要望に極力応えることのできるよう努めます。

(2) 喫茶店「カムカム」の展開

1階カムカムスペースにある喫茶店「カムカム」において、クッキーやカップケーキなどの授産製品を購入し喫茶店利用者に提供します。購入先は、公募にて公平に選考し、現在4か所の事業所から納入していただいています。

また、地域の皆さんにも開かれたスペースとなるよう、夏季においては熱中症対策として「涼みの場所」としてご利用頂けるよう近隣施設とも協力しながら広めていきます。

なお、喫茶担当職員として現在1名の障がい者を雇用しています。

(3) 福祉避難所運営に備えた防災訓練

平成25年度から当センターは八尾市の福祉避難所に指定され、災害時の避難施設として重要な役割を担うことになり、防災に関する勉強会で「災害の被害を最小限にするため地域での助け合いが重要」であることを学び、日頃からの関係づくりが必要と考え、平成24年度より高美南小学校区まちづくり協議会と協力し地域の皆さんや当センターの利用者の皆さんと共に防災訓練を継続して行ってきました。

さらに、近い将来発生するとされる南海トラフ地震など大規模地震に備え、より実用的な防災訓練を当事者、地域そして行政と共に取り組んでまいります。

◆災害発生時の緊急初動対応訓練

大規模災害や局地的な被害が甚大な場合、発生直後など八尾市と連絡が充分に取れない場合やマニュアルどおりに行動できない場合も想定されるので、利用者や職員の安全確保を最優先に考えた避難行動と施設内の被害状況(利用者・職員の安否、施設設備の被害など)の報告などの訓練を行います。

◆福祉避難所運営訓練

実際に避難所を開設し、受付、居住スペースへの誘導、障がい種別ごとの対応などの実践的訓練を実施します。また、災害時に数々の福祉避難所での活動をされている方のコーディネートも予定しています。

本訓練は、前年度にも予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため実施できませんでしたが、今年度はできる方法がないかを検討します。また、できないようであれば他の防災事業を検討します。

(4) 省エネルギー対策など環境に配慮した取組み

当センターでは、環境への配慮を具体的な形で実践しようと「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証資格を取得しています。KESとは「京のアジェンダ21フォーラム」が認証する、ISO14001と同じく環境と経営を結びつけ、環境への負荷を管理・低

減するためのシステムです。

このシステムにより、電気、ガス、水道といったエネルギー資源の使用方法を見直し、利用者への影響を及ぼさない範囲で、無駄なく効率的な方策を今年度も継続して行います。

(5) 展示スペースの活用

1階の展示スペースを利用し、福祉関連の展示、利用者の作品などの展示を行います。また、関係者に展示スペースの貸し出しを行い、広く表現の場として活用していただけるようにします。

(6) 障がい者雇用

現在5名の方にセンターで就労していただいています。障がい種別も知的、精神、聴覚と様々で介護職や周辺業務として活躍しています。また、就業・生活支援センターなど関係各機関とも連携しながら、清掃業務委託先にも障がい者雇用を働きかけていく等、今後も雇用に取り組んでいきます。

(7) 成年後見制度相談

高齢者、障がい者の方で各種サービスを使う必要が生じた認知症などで意思表示の困難な方を対象とします。

相談業務として成年後見制度の家庭裁判所に登録している社会福祉士等の専門職が相談に応じます。相談が必要な利用者・介護者からの予約によって行います。八尾市全体では市の窓口においての相談を受けるところではありますが、もう少し気軽に相談でき、専門性もある相談業務として実施します。

また、成年後見制度に関する説明会も随時開催し、あわせて啓発に努めます。

(8) 一般の市民の認知度を把握するためのアンケート調査の実施

市が5年毎に実施する「八尾市障がい者基本計画策定に関する市民意識調査」において、当センターの認知度や評価を把握します。

また、当センターの利用者等に対するアンケート調査も実施し今後の事業に反映させていきます。

(9) 障がい者の造形活動の推進

平成27年度から、障がい者の造形活動の推進に取り組んでいます。

特に、アール・ブリュットと呼ばれ、本人が自由に感性のままに表現する造形活動をセンターの日中活動に積極的に取り入れ、作品を発表する機会などの環境づくりに取り組んでいます。

その成果としては、当センターの職員と他の障がい者施設の職員など有志が集い「八尾にアール・ブリュットを広める会」を発足し、平成27年、28年、29年と3度の展覧会を開催しました。前年度は八尾市内の各地における巡回展を計画していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりましたが、今年度は再開に向けて準備していきます。

(※注 アール・ブリュットとは、「生(き)の芸術」という意味のフランス語で、画家のジャン・デュビュッフェが1945年に考案したカテゴリーである。正規の美術教育を受けていない人が自発的に生み出した、既存の芸術モードに影響を受けていない絵画や造形表現のこと。)

(10) 障がい当事者によるサロン活動

余暇・レクリエーションの場において、障がいのある人がより主体的に参加できる機会づくりとして、当事者が集い、主体的に企画を立ち上げ、行動する場としてサロン活動を推進し、障がい当事者と当施設のボランティアの方々の交流の場としてのサロン活動が定着しています。

しかし、前年度は新型コロナウイルス感染防止のためすべて中止となりました。

今年度についても健康マージャンサロンやお茶を飲みながら交流を図るようなサロンの開催は難しいですが、何かできる方法がないかを運営協議会の交流啓発部会にて当事者の意見を吸い上げ検討します。

* なお、文中「障害」の用語について、法律に規定されているものや固有名詞については「障害」と記載し、それ以外は「障がい」と記載しています。

2021年度利用者数計画

単位：人

	通所介護	生活介護 (身体)	生活介護 (知的)	短期入所	児童発達			放課後デイ			日中一時 地活II型	障害者セン ター計	
					重心	その他	計	重心	その他	計			
利用者数	1,795	2,693	1,928	2,513	514	257	771	1,028	2,872	3,900	718	1,428	15,745
1ヶ月当たり (30日換算)	150	225	158	210	42	21	63	84	240	325	60	420	1,312
1日当たり	5.0	7.5	7.5	7.0	2.0	1.0	3.0	4.0	8.0	10.8	2.0	14.0	43.9
開所日	359	359	257	359	257	257	257	257	359	359	359	102	359
2020年度見込	1,678	2,552	1,684	1,931	284	147	431	740	2,093	2,833	830	1,091	13,030
2019年度実績	1,673	2,546	2,419	2,590	319	479	798	587	2,436	3,023	1,092	1,359	15,500

2021年度講座予定

	対象	定員	開催曜日	時間	開催日	回数	場所	備考	募集月
料理教室 (上期)	障がい者	10名	第2・第4 月曜日	10時～ 13時	5/10～ 9/27	10回	料理講座室	8月は2、23	4月
料理教室 (下期)	障がい者	10名	第2・第4 月曜日	10時～ 13時	11/8 ～3/28	10回	料理講座室	1月は17、31	10月
アレンジフラワー (上期)	障がい者	10名	第3 土曜日	13時～ 14時30分	5/15～ 9/18	5回	作業室		4月
アレンジフラワー (下期)	障がい者	10名	第3 土曜日	13時～ 14時30分	11/20 ～3/19	5回	作業室		10月
華道教室 (上期)	障がい者	10名	第3 金曜日	10時～ 12時	5/21～ 9/17	5回	料理講座室		4月
華道教室 (下期)	障がい者	10名	第3 金曜日	10時～ 12時	11/19 ～3/18	5回	料理講座室		10月
茶道教室 (上期)	障がい者	10名	第3 金曜日	13時～ 15時	5/21～ 9/17	5回	料理講座室		4月
茶道教室 (下期)	障がい者	10名	第3 金曜日	13時～ 15時	11/19 ～3/18	5回	料理講座室		10月
書道教室 (上期)	障がい者	10名	第2・第4 土曜日	13時～ 15時	5/8～ 10/9	10回	作業室	8月は7日のみ	4月
書道教室 (下期)	障がい者	10名	第2・第4 土曜日	13時～ 15時	11/13 ～3/26	10回	作業室	2月は5、12	10月
基礎家事教室 (上期)	知的	5名	第2 土曜日	10時～ 15時	5/8～ 9/11	5回	料理講座室	8月は7日	4月
基礎家事教室 (下期)	知的	5名	第2 土曜日	10時～ 15時	11/13 ～3/12	5回	料理講座室		10月
生活体験教室 (上期)	精神	5名	第3 土曜日	10時～ 15時	5/15～ 9/18	5回	料理講座室		4月
生活体験教室 (下期)	精神	5名	第3 土曜日	10時～ 15時	11/20 ～3/19	5回	料理講座室		10月
健康づくり体操 (上期)	障がい者	10名	第2 金曜日	13時～ 14時30分	5/14～ 9/10	5回	スポーツホール	8月は20日	4月
健康づくり体操 (下期)	障がい者	10名	第2 金曜日	13時～ 14時30分	11/12～ 3/11	5回	スポーツホール	2月は18日	10月
手話ボラ (コミュニケーション編) (上期)	ボランティア	10名	毎週 金曜日	13時～ 15時	5/14～ 9/24	15回	講座室1・2	7/23、8月は休講	4月
手話ボラ (コミュニケーション編) (下期)	ボランティア	10名	毎週 火曜日	10時～ 12時	11/2 ～3/1	15回	講座室1・2	11/23・ 12/28・1/4 は休講	10月
手話ボラ (実践編)	ボランティア	10名	毎月第2 火曜日	13時～ 15時	5/11 ～3/8	10回	講座室1・2	8月は休講	4月
手話ボラ (はじめての手話)	ボランティア	10名	第2・第4 木曜日	10時～ 12時	11/11 ～3/24	10回	講座室1・2		10月
太極拳教室	障がい者	10名	第3 日曜日	10時～ 11時30分	5/16～ 3/20	10回	スポーツホール	8月は休講	4月
絵画教室	障がい者	10名	第3 土曜日	10時～ 12時	5/15～ 3/19	10回	作業室	8月は休講	4月
ヒップホップダンス 教室	障がい者	15名	土曜日	16時～ 17時30分	7/3～ 3/12	26回	スポーツホール		6月
車椅子ダンス	障がい者	10名	第3 土曜日	13時～ 15時	5/15～ 3/19	10回	スポーツホール	8月は休講 10月は30日	4月
陶芸教室	障がい者	10名	水曜日	13時～ 15時	全2回	9回	作業室		随時
夏休み陶芸教室	障がい者	10名	日曜日	10時～ 12時	全2回	1回	作業室		6月
スポーツ講座	障がい者	15名	土曜日	13時～ 15時		1回	スポーツホール		
スポーツ ボランティア講座	ボランティア	15名	土曜日	13時～ 15時		1回	スポーツホール		
スポーツ講座	障がい者	15名	土曜日	13時～ 15時	3月	1回	スポーツホール		2月
スポーツ ボランティア講座	ボランティア	15名	土曜日	13時～ 15時	3月	1回	スポーツホール		2月
パソコン講座	障がい児・者	各4名	別紙参照(パソコン講座日程)				IT研修室		随時

陶芸教室日程

製作①5月19日 ②6月16日 ③9月15日 ④10月20日 ⑤11月17日 ⑥12月15日 ⑦1月19日 ⑧2月16日 ⑨3月16日 ⑩夏7月25日
釉薬 6月 9日 7月14日 10月13日 11月10日 12月 8日 1月12日 2月 9日 3月 9日 4月13日 夏8月22日

2021年度パソコン講座日程:

実施日	曜日	午前		午後		募集月
		①	6月13日～27日 3回コース	②	6月13日～27日 3回コース	
2021/6/27	日	①	6月13日～27日 3回コース	②	6月13日～27日 3回コース	5
2021/7/11	日	第1回		第2回		6
2021/7/18	日	第1回		第2回		
2021/7/25	日	第1回		第2回		
2021/8/15	日	第3回		第4回		7
2021/8/22	日	第3回		第4回		
2021/8/29	日	第3回		第4回		
2021/9/11	土	第5回		第6回		8
2021/9/18	土	第5回		第6回		
2021/9/25	土	第5回		第6回		
2021/10/10	日	第7回		第8回		9
2021/10/17	日	第7回		第8回		
2021/10/24	日	第7回		第8回		
2021/10/30	土	テーマ別講座③	年賀状を作ろう	テーマ別講座④	箸袋を作ろう	
2021/11/7	日	第9回		第10回		10
2021/11/14	日	第9回		第10回		
2021/11/21	日	第9回		第10回		
2021/12/4	土	テーマ別講座⑤	ポチ袋を作ろう	テーマ別講座⑥	クリスマスカードを作ろう	11
2021/12/12	日	第11回		第12回		
2021/12/19	日	第11回		第12回		
2021/12/26	日	第11回		第12回		
2022/1/15	土	第13回		第14回		12
2022/1/22	土	第13回		第14回		
2022/1/29	土	第13回		第14回		
2021/2/5	土	テーマ別講座⑦	飛び出すカードを作ろう	テーマ別講座⑧	未定	1

2020年度中止した講座の振替実施日程

講座名	実施期間	回数
手話ボラ (はじめて)	2021/4/1~2021/4/22 (木)	4回
手話ボラ (実践)	2021/4/13 (火)	1回
手話ボラ (コミュニケーション)	2021/4/16~2021/4/27 (火)	4回
書道	2021/4/10~2021/4/24 (土)	2回
健康づくり体操	2021/4/9 (金)	1回
華道	2021/4/16 (金)	1回
絵画	2021/4/17 (土)	1回
アレンジフラワー	2021/4/17 (土)	1回
車いすダンス	2021/4/17 (土)	1回
太極拳	2021/4/18 (日)	1回
陶芸	2021/4/14~2021/5/12 (水)	3回
ヒップホップダンス	2021/4/3~2021/6/26 (土)	13回
PCテーマ別講座 (午前)	2021/4/11 (日)	1回
PCテーマ別講座 (午後)	2021/4/11 (日)	1回
PC講座 (午前)	2021/4/17~2021/5/1 (土)	3回
PC講座 (午後)	2021/4/17~2021/5/1 (土)	3回
PC講座 (午前)	2021/4/18~2021/5/2 (日)	3回
PC講座 (午後)	2021/4/18~2021/5/2 (日)	3回
PC講座 (午前)	2021/5/9~2021/5/23 (日)	3回
PC講座 (午後)	2021/5/9~2021/5/23 (日)	3回
PC講座 (午前)	2021/6/5~2021/6/19 (土)	3回
PC講座 (午後)	2021/6/5~2021/6/19 (土)	3回
PC講座 (午前)	2021/6/13~2021/6/20 (日)	3回
PC講座 (午後)	2021/6/13~2021/6/20 (日)	3回